
「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

日証協 平 20 . 10 . 29

本協会では、本年 10 月 29 日の自主規制会議において、「協会の従業員に関する規則」を一部改正した。

本改正は、空売り規制を強化するため、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）が改正されたことに伴うものである。

本規則改正は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

空売り規制を強化するため、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）が改正されたことに伴い、別紙のとおり、「協会員の従業員に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2 . 改正の骨子

「金商法施行令第26条の3第1項に規定する空売り」を「金商法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売り」に改正する。（第7条3項23号）

3 . 施行時期

この改正は、平成20年10月29日から施行する。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
協会の従業員に関する規則	協会の従業員に関する規則
(禁 止 行 為) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 ゝ (省 略) 22 23 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。)であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」という。)第 10 条に規定する取引を除く。	(禁 止 行 為) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 ゝ (省 略) 22 23 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(金商法施行令第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。)であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」という。)第 10 条に規定する取引を除く。
付 則	
この改正は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。	